

2025年(令和7年)

10/10

No. 1330

東京都トラック時報

昭和43年8月16日 第三種郵便物認可 毎月2回(10・25日)発行 1部 90円(送料別)

機関紙

一般社団法人
発行所 東京都トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8
(東京都トラック総合会館)

☎(03)3359-6251(代表)

☎(03)3359-4134(総務部広報・情報G)

【ホームページアドレス】<https://www.totokyo.or.jp/>

国交省「トラック・物流Gメン」集中監視月間

公取委と合同荷主パトロールを実施へ

国土交通省は、トラック・物流Gメンの体制を強化し、10・11月を集中監視月間と位置づけて、適正な取引を阻害するおそれのある行為をして荷主や元請事業者に対する監視を強化する。同月間では、公正取引委員会と連携し、荷主等への合同

10・11月の集中監視月間では、トラック物流Gメンが8月に実施した全トラック事業者に対する違反原因行為の実態調査、令和7年度の倉庫業者に対する委託者の振る舞いに係る調査および関係省庁から寄せられた情報などを活用し、トラック事業者、倉庫事業者に対するプッシュ型情報収集を積極的に実施する。その結果、違反原因行為などの疑いがあると認められた荷主・元請事業者は、各地方運輸局

アシスタント事務局設置で体制強化

は、各地方運輸局

東ト協 統一街頭活動に19支部

東京都トラック協会各支部は、秋の全国交通安全運動期間(9月21～30日)の9月24日、街頭指導活動「統一実施日」として19支部が歩調を合わせて、交通安全や事故防止を呼びかける活動を展開した。

同日の活動では、目黒支部(土屋秀明支部長)が碑文谷警察署・碑文谷交通安全協会と協力し、柿の木坂陸橋内回り側道でトラックストップ作戦を展開。パトカー・白バイで規制した側道の一車線に交通安全運動のポスターやノボリ旗を掲示



目黒支部



板橋支部

ドライバーに安全意識の徹底呼びかける トラックストップ作戦

交通安全の徹底のため、安全意識の徹底など、ドライバーへの指導を求め、各会員事業者における指導・教育だけでなく、交通安全運動における街頭指導活動を通じて、改めてドライバーに徹底を求めた。

また、板橋支部(篠本密治支部長)は板橋警察署と協力し、中山道四又交差点で街頭指導活動を実施。歩行者や自転車の安全誘導を行うとともに、通行する人たちにノベルティを配布し、「交差点人とバイクに要注意」と記されたノボリ旗を掲げ、交差点での事故防止を呼びかけた。

このほか、各支部では同日だけでなく、運動期間中に、交差点・横断歩道での歩行者誘導やノベ

東ト協は8月25日付で、全会員事業者に対し、運輸安全委員会の森本勝也委員長名で「交通安全故未然防止のための安全運転意識の向上について」徹底を求める要請文書を発出。より一層安全意識を高め、歩行者、自転車やバイクなどの二輪車および他の交通にも十分注意するとともに、交

通事故未然防止のため、安全意識の徹底など、ドライバーへの指導を求め、各会員事業者における指導・教育だけでなく、交通安全運動における街頭指導活動を通じて、改めてドライバーに徹底を求めた。

また、板橋支部(篠本密治支部長)は板橋警察署と協力し、中山道四又交差点で街頭指導活動を実施。歩行者や自転車の安全誘導を行うとともに、通行する人たちにノベルティを配布し、「交差点人とバイクに要注意」と記されたノボリ旗を掲げ、交差点での事故防止を呼びかけた。

このほか、各支部では同日だけでなく、運動期間中に、交差点・横断歩道での歩行者誘導やノベ

活動で得た情報の調査分析や活動の総合的サポートを行うことにより、トラック・物流Gメンによる荷主等への監視体制の一層の強化を図る。このほか、倉庫業者からの通報窓口を地方運輸局にも設け、現場からの情報を収集しやすくする仕組みを整えた。

トラックGメンは5年7月に発足し、6年にはトラク・物流Gメンに改組。現在は全国で約360人規模の体制となっている。昨年の同月間(11・12月)では、「勧告」(2件)、「要請」(7件)、「働きかけ」(423件)の是正指導が実施された。

さらに、運動期間中に、東ト協と警視庁交通部が連名で、都内3か所の大型ビジョンやデジタルサイネージで啓発映像を放映した。

さらに、運動期間中に、東ト協と警視庁交通部が連名で、都内3か所の大型ビジョンやデジタルサイネージで啓発映像を放映した。

最賃額1,226円を発効

東京労働局は、東京都最低賃金を時間額1,226円に改定し、10月3日から発効させた。

各種支援策を講じている。このため、東労局では9月3日から10月31日まで、令和7年度「東京労働局最低賃金・各種助成金周知強化期間」のうちキャンペーン(TOKYO1226)と位置づけ、最賃の改正について周知を徹底するとともに、生産性の向上などに、事業場内最賃額を引き上げやすい環境を整備するため、各種助成金の利用促進に向けて集中的

東ト協・浅井名誉会長が上位当選

東商1号議員選挙

東京商工会議所(小林健会頭)は10月2日、1号議員選挙の投票を行い、東都トラック協会会長の浅井隆名(株式会社浅井会長)が、得票数8位で上位当選を果たした。

浅井名誉会長の当選は4期目で、任期は3年。1号議員は、東商の最高意思決定機関である議員総会の構成員で、会頭・



浅井名誉会長

業界代表の浅井名誉会長が上位当選したことにより、業界の実状や意見、要望などを広く産業界に発信し理解を得るとともに、業界の振興・発展に寄与することが期待されている。

紙面あんない

関連局、事業用自動車安全施策2025
東ト協、環境委員会を開催
東ト協、経営教育委員会を開催
第2期PBが改正物流法研修会を開催
北支部が災害時物流業務など協定を締結

6 5 5 4 2
古紙パルプ含有率80%再生紙を使用 R20

大型車の車輪脱落事故防止へ

国交省 「7 年度緊急対策」

国土交通省は9月30日、大型車の車輪脱落事故防止に係る「令和7年度緊急対策」の実施について、全日本トラック協会など自動車関係団体に通知し、防止対策に積極的に取り組むよう求めた。

同対策は、「大型車の車

を図っている。

同省は平成30年度から、車輪脱落事故防止対策に取り組んでいるが、令和6年度の事故発生件数は120件(前年度比22件減)と、依然として多くの車輪脱落事故が発生している状況が踏まえ、対策の実施を求めた。

事故車両の多くにタイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにホイール・ナットが円滑に回るかの確認が不十分など、適切なタイヤ脱着作業

正しい脱着作業・冬用タイヤ交換の平準化徹底を

社内整備管理者や運転者、タイヤ脱着作業者へ

国交省は、大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が増加する傾向を踏まえ、10月1日から令和8年2月にかけて、タイヤ脱着時の確実な作業および保守管理の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施している。

大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン

国交省

事例が確認されている。このような状況を踏まえ、今年もキャンペーンを実施するもの。

〈主な取り組み〉

○大型車のタイヤ脱着や保守を行う関係者に対して、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性についての周知・啓発

○例年、車輪脱落事故は、冬用タイヤへの交換

など車輪脱着作業から1

2か月後が大半を占め

ており、積雪予報が発せ

られた直後に交換作業が

集中するため、作業ミス

が発生しやすい状況にあ

る。不適切な脱着作業を

防ぐため、余裕を持って

正しい脱着作業を行える

よう、冬用タイヤ交換作

業の平準化を推進

○ハード対策である車

輪脱落予兆検知装置につ

いての普及促進(国から

最大5万円の補助/補助

金ポータルサイト参照)

以上3つの

取り組みにつ

いて、降雪地

域だけでなく、全国に周

知・啓発活動

を展開するこ

ととした。

関東地域事業用自動車 安全施策2025を策定

関東運輸局(藤田礼子局長)は9月16日、「関東地域事業用自動車安全施策2025」を策定した。2025年末までに削減するべき全体目標(全モード)は、24時間死者数155人以下、重傷者数600人以下、人身事故件数6340件以下、飲酒運転1ゼロと設定した。

トラックの個別目標(カッコ内は2024年の実績)は、24時間死者

数150人以下(87人)、重

傷者数380人以下

(440人)、人身事故件

数3360件以下(5

393件)、飲酒運転1

ゼロ(11件)、追突事故件

数1135件以下(1

991件)。

取り組むべき最重要項

目は、トラック関係では

いまだ根絶しない「飲酒

運転」と、多数の死傷者

を生じさせている「追突

事故」の2項目を挙げて

いる。「飲酒運転」では、

トラックの飲酒運転によ

る事故件数の下げ止まり

に対し、マニュアルやD

VD等を用いて各種運転

者講習会などにおいて周

知し、飲酒運転根絶意識

の向上を図るとしてい

詳細は、開運局ホームページを参照。

2025年の主な取り組み「飲酒運転」

○運行の際のアルコール検知器の使用を徹底し

た厳正な点呼の実施、飲

酒運転防止のための運転

者に対する指導・啓発活

動の実施、飲酒習慣のあ

る運転者を把握し翌日の

業務がある場合の飲酒等

に係る指導などの実施に

ついて、各種講習会など

において周知するととも

に、交通安全運動期間や

安全総点検などにおける

運送事業者の取り組みと

する。

○「自動車運送事業者

者講習会などにおいて周

知し、飲酒運転根絶意識

の向上を図るとしてい

る。

○「自動車運送事業者

者講習会などにおいて周

知し、飲酒運転根絶意識

の向上を図るとしてい

健康起因事故についての調査・分析を行い、事業者や関係団体が事故防止対策や安全意識の醸成に役立てられるように公表・周知を行うとともに、事故事例をホームページに公表し、周知を行う。

○一般啓発用動画「安心安全輸送のため、トラック輸送業からお願いです」を広く周知し、一般道路利用者への事故防止の啓発を図る。

○2024年度に作成した「トラック事業者の適切な運行管理と安心経営のためのICTガイドブック」を広く周知し、運行管理業務を確実に行うことの再認識および効率化について促進する。

車輪脱落予兆検知装置のご案内
走行中に異常を検知
大型車の車輪脱落事故ゼロ宣言

車輪脱落予兆検知装置とは、車輪の異常を検知し、ドライバーに警告を発する装置です。本装置は、車輪の異常を検知し、ドライバーに警告を発する装置です。本装置は、車輪の異常を検知し、ドライバーに警告を発する装置です。

予兆検知の3ステップ
Step-1 Step-2 Step-3

10月〜来年2月まで

天然ガストラックは物流のエネルギーセキュリティ向上と大気環境改善を実現します。



石油系燃料に頼らない天然ガストラックは東日本大震災直後でも、大半が運行を停止することがありませんでした。天然ガスの産地は世界中にあり、エネルギーセキュリティ性が高いことが特徴です。さらに天然ガストラックはCO₂やNO_x、PMなどの排出量が少ないため大気環境改善に貢献しています。



企画部 NGV 事業グループ

〒105-8527 東京都港区海岸1-5-20 Tel.03-5400-6774
<http://eee.tokyo-gas.co.jp/product/ngv/>



TOKYOはたらくネットで情報提供

東京都は、都内中小企業などの賃上げや働き方の変化に対応した賃金制度の整備を促進するため、専門家による制度整備の支援や新たな賃金制度などに関する周知啓発、賃上げに取り組んだ企業の好事例などを「TOKYOはたらくネット」で紹介している。

10月3日から東京都最低賃金が1226円となったことから、事業者

には賃上げなどの対応が求められることとなるが、都が行う「企業への専門家派遣」や「賃上げ相談窓口」などを活用できる。

○企業への専門家派遣
賃上げの手法や賃金・退職金制度などの見直しについて、専門家(社会保険労務士または中小企業診断士)を企業に派遣し、助言を行う。

▽申請期間 令和8年1月31日まで(申請数が予定件数に達した場合は、受付を締め切る)

▽対象者 都内で事業を営んでいる中小企業など

○賃上げ相談窓口
賃上げや賃金制度整備について、社会保険労務士が1案件1回限りで行う50分間の面談による助言を、無料で利用することができる。

▽実施場所 労働相談情報センター(千代田区飯田橋3の10の3東京しごとセンター9階)

▽相談日時 毎週木曜 日午前9時30分～午前11時30分(1日2枠)※祝日、12月29日～1月3日を除く

来所予約は、労働相談情報センター・飯田橋(03・3265・6110)まで。

詳細は、TOKYOはたらくネットを参照。

東京都 最賃引き上げ支援

賃上げや賃金制度整備について、社会保険労務士が1案件1回限りで行う50分間の面談による助言を、無料で利用することができる。

2024年4月から約1年半が経過した。だが、年間最大残業時間や改正改善基準告示はクリアできたか。現状では4つのタイプの事業者に分類できるだろう。①いずれも問題なく対応できたという事業者、②未達成ドライバーもいるがもう少しでクリアできるという事業者、③現状ではかなり厳しいが努力を続けている事業者、④ほとんど諦めてしまった事業者である。そこで、①の事業者の待機時間短縮の事例を紹介しよう。

運輸 点描

待機時間ゼロに近づける

待機時間ほどムダな時間はない。待機時間はゼロであっても、業務には何の支障もないからだ。つまり、運賃・料金には関係ないことになる。従って、待機時間を短縮することは労働(待機)時間短縮の大きなポイントの一つとなる。だが、待機時間をゼロにするのは物理的に難しい。そこで、限りなくゼロに近づけるというのが現実的な取り組みといえよう。

大部分の事業者は、デジタコなどのデータから待機時間を把握しているだろう。だが、一口に待機時間といっても「事業者都合」と「荷主都合」に分けて把握しているだろうか。例えば、朝8時が指定時間だったとする。しかし、7時に到着して待機した場合、この1時間は事業者都合となる。逆に、8時が指定時間にもかかわらず、実際の積み込みが9時から始まれば、この1時間は荷主都合に当たる。

では、なぜ8時が指定時間なのに7時に到着するの。道路混雑など予期せぬ事態で8時に到着できなかった場合、荷主から会社へペナルティが科されてはならない

荷主と待機時間のルールづくり
実態分析で作業改善策を協議

と、ドライバーが早くに出発するため。従来は当たり前だったが、労働時間短縮が課題となった今では、これが大きな問題となっている。ドライバーを責めるわけにはいかないが、不必要な拘束時間が確実に1時間長くなる。

こうした「事業者都合の待機時間」を削減した事業者もある。発着荷主と協議し、道路事情などに支障がなければ8時に着ける時刻に事業所を出発することとし、不可抗力で遅れる場合には、ペナルティなどを科さないルールを定めた。ただし、遅れる場合には必ず連絡を入れる体制を整える。荷主側でも出荷作業の手順を調整するなど取り決めた。これにより、現場からの距離が離れるほど内容は抽象的になりがちだが、現場での対話を重視している。話し合いの内容は、ドライバーがスマートフォンから事務所のパソコンへメールで報告し、必要に応じて写真も添付する。荷主の担当者や打ち合わせを行う際には、その資料をノートパソコンにまとめて持参し、具体的なデータをもとに改善策を協議している。

このように、「事業者都合の待機時間」は定刻に出発を徹底し、不可抗力による遅着にはペナルティを科さない。一方、「荷主都合の待機時間」は現場ごとに要因を分析し、改善策を講じることが有効である。

(物流ジャーナリスト 森田富士夫)

「エコサポート2025」を発行



東京都環境局は、環境関連の補助制度や各種支援策を分かりやすく紹介した冊子「エコサポート2025」を発行した。エコエネや再生可能エネルギー導入、資源循環の推進など、都民や事業者が利用できる補助制度や支援策を網羅し、環境の活用を呼びかけている。

冊子では、省エネ設備更新や再エネ利用促進に向けた補助金、廃棄物削減・リサイクル関連の支援策、脱炭素化社会実現に資する事業などを分野ごとに紹介。各制度の概要や対象者、申請窓口、問い合わせ先を一覧形式で掲載している。同局は、都民や事業者の環境分野への取り組みを後押しするため、冊子の活用を呼びかけている。

国土交通省は、令和7年度「物流拠点機能強化支援事業費補助金(災害時の支援物資輸送体制構築促進事業)」について、4次公募の申請受付を実施している。同事業は、災害時のラストマイルにおける円滑な支援物資輸送体制の構築・強化を促進するため、官民が連携して行う支援物資輸送訓練に要する経費の一部に補助を行うもの。

補助対象事業者の要件は、地方公共団体と物流事業者(貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者等)などで構成する

10月24日まで 4次公募

補助対象となる事業経費は、訓練の実施に必要な企画制作費、旅費・交通費、物流専門家などの外部有識者に対する諸謝金、資機材等の借上げに係る経費、燃料費、通信費印刷製本費、消耗品費。補助率は2分の1以内、1事業者当たりの補助金上限額は400万円(申請が予算額を上回った場合や完了実績報告の審査結果により、要望額全てに対して交付しない場合がある)。

国交省 ラストマイル訓練に補助

公募期間は10月24日まで(必着)。申請は、申請書類一式を郵送もしくは電子メールにて提出。詳細は、国交省ホームページ(3・41・853)を参照。

11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン期間 厚生労働省、中小企業庁および公正取引委員会は、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン期間として、「しわ寄せ」防止に向けた取り組みを展開する。大企業・委託事業者などの長時間労働の削減による長時間労働の削減止特設サイトを参照。

矢崎の デジタコ・ドラレコ

今お使いのバックアイカメラの映像を録画できます!

詳しくは、今すぐお電話を!

矢崎エナジーシステム 特約販売店

世田谷サービス株式会社

本社 03-5727-1600 (担当:青木)

高島平 03-6906-5960 (担当:磯田)

ホームページ <http://www.setagaya-yss.co.jp>

E-mail: postmaster@setagaya-yss.co.jp

Web K I T 運賃指数

前月より5割、前年同月を4割それぞれ下回った。

運賃指数が前年同月を下回ったのは、令和3年6月以来のこと。しかしながら、運賃水準は高い状況で推移している。荷物情報(求車)登録件数は14万3253件で、前年同月比25・5%減少。成約率は16・8%で同4・8割増加した。

未来型GEP小委が報告 DX対応で新たなステージへ

東京都トラック協会環境委員会(竹内政司委員長)は9月22日、東ト総合会館で令和7年度第1回委員会(Web併用)を開催し、環境の保全に関する事業の環境改善促進事業、グリーン・エコプロジェクト(GEP)事業の進捗状況を報告するとともに、未来型GEP検討小委員会の報告について審議し、デジタル化(DX)の促進を了承し、新たなステージに進めていくこととした。

冒頭、竹内委員長が、「物流の2024年問題への対応が進められている中、トラック運送業界には、安全・安心、安定した輸送への取り組みとともに、環境に配慮した輸送への取り組みが必要だ。本トラック協会補助1



東ト協 環境委員会

台のほか、ハイブリッドトラック(全ト協補助)71台が申請。EMS・DR用機器をはじめ、省エネ対策用機器導入補助の申請を受け付けている。GEP事業では、今年度の活動状況として、8月末時点のGEP参加事業者数が557社、車両数1万8840台。これまで各セミナーを68回開催し352人(Web229人)が参加している。また、GEP参加事業者を対象としたインセンティブ補助事業、「GEPJOBサイト」の実施状況のほか、「トラックフェスタTOKYO2025」でGEPトップランナー優秀表彰の実施を報告した。

続いて、未来型GEP検討小委員会(藤倉泰徳小委員長)が今後のGEPのあり方(方向性)となるDXなどについて検討状況を報告。小委ではGEP参加事業者を対象に、DX化アンケート調査を実施した。結果によると、走行管理表の紙媒体からDXへの変更について、「デジタルに変えてもよい」(41・8%)、「今のまま(紙)の方がよい」(34・7%)、「どちらでもよい」(20・4%)となつている。DXへの懸念材料として、「ドライバーの高齢化」「ドライバーへの周知徹底するため、安全運転意識の向上をお願いしたい」と述べた。

大会第一部では、立川市の笠間徹也氏が「ヒューマンエラー防止対策」をテーマに講演。ヒューマンエラー発生メカニズムを体験したほか、人はミスを起こしやすいという前提で、防止策に取り組むことが重要とした。

最後に、安全衛生各委員が登壇し、代表して佐々木和幸委員長が「交通・労働災害防止大会」をテーマに講演。古川丞副委員長が閉会のあいさつを述べた。

交通事故・労働災害防止大会

東ト協多摩支部(笠原史久支部長)は9月24日、立川市のホテルエミシア東京立川で「交通事故・労働災害防止大会」を開催し、交通・労働災害防止大会を開催し、安全に対する取り組みを一層推進するとともに、社会貢献を続ける「交通・労働災害防止大会」を行った。大会では、支部安全衛生委員会の後藤裕隆委員長の開会あいさつに続いて、主催者あいさつとして、笠原支部長は、「事業者がまずやらなければならないことは、従業員た



東ト協 多摩支部

熱中症対策はじめ、健康な職場づくりを

政司副会長、中里直之業務部長、陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京都支部会の石原俊和陸運災害指導員が出席。来賓としてあいさつした小楠課長は、「1件でも交通事故を減らすために、健康管理の徹底、万全の車両整備、模範的な安全運転をお願いしたい」と呼びかけた。また、柳署長は、「労働災害防止には、働き方改革の推進や職場環境の改善が必要だ。今後とも担い手の確保、育成、定着を図る観点からも労働安全衛生法の改正など、必要な対策について解説するとともに、暑さに対応するための暑熱化の重要性をはじめ、各事業者の取り組みなどを紹介。また、死亡災害防止、荷役労働災害防止の取り組みを求めた。

知徹底する時間の確保」現場からのやり方を変え、現場からのやり方を変えることへの抵抗感」管理者への運行管理体制の整備」を挙げ、事業者が多い。紙のやりとりの方がコミュニケーションが取れる「DXによる業務負担軽減ができる」などの意見がある一方、紙とデジタルの共存を求める意見もある。

藤倉小委員長は、GEP事業を継続して実施するためにDXの取り組みが必要としており、GEPのDXの案として、走行管理表の提出について、「手書きの管理表をPDF交換・データ送信」「Excel入力・データ送信」とともに、「デジタルのデータ調整・送信」「スマートフォン・タブレット端末での直接入力

過労死等防止対策セミナー

東ト協は11月13日、全日本トラック協会との共催により、令和7年度「過労死等防止対策セミナー」健康起因为主の削減を目標として、時間開催する。時間は午後1時30分〜4時30分、会場は東ト総合会館7階大会議室。受講対象は、会員事業者の経営者や運行管理者など。受講料は無料。定員は48人(1社1人まで/先着順、定員になり次第受付終了)。

セミナーは健康起因事故の低減を目指す施策の一環として行うもので、ドライバーに生活習慣の改善を促す手法などについて研修する。

講師は、SOMPORIスクマネジメントモビ

力・データ送信」といった対応方法を説明。データ送信など、すぐに対応できる部分と、アプリなどの開発を伴う部分があるが、DXによる業務効率化のために速やかに推進すべきとした。

また、燃費結果閲覧方法については、紙の燃費結果表の直接郵送に加え、すでにPDFデータのダウンロードを実施していることから、PDFの結果表のメールでの送信を実施すべきとした。

委員会では、小委が報告したGEPのDXの案について審議し、方向性を了承した。

このほか、次世代トラックの普及促進に向けたEVトラック説明会の開催について審議し、昨年度に続いて実施を了承。さらに、今年度の国・東京都の補助制度について説明し、利用を呼びかけた。

お悔やみ
申し上げます

齋藤 正夫氏(潮見運輸代表取締役社長・江戸川支部)9月24日、心筋梗塞のため死去。82歳。通夜は10月4日、告別式は翌5日、セレモニーホール安井で執り行った。喪主は長男、剛氏。

【日程ボード】
10月16〜31日

16日(木) 14時〜出版・印刷・製本・取次専門部会出版物関係輸送懇談会(東ト総合会館)

17日(金) 15時30分〜食糧専門部会砂糖委員会(東ト総合会館)

18日(土) 8時30分〜本部健康診断(東ト総合会館/19日)

21日(火) 10時〜引越専門部会引越管理者講習(東ト総合会館)▼14時〜女性部正副部長幹事会(同)▼16時〜三組織連絡会(同)

23日(木) 9時〜13時30分普通救命講習(東ト総合会館/24日)▼10時〜ロジ研温故創新セミナー(鳥取・島根

【多摩支部】
◆有限会社真拳運輸
府中市是政1の54の25
042・364・06
94▽一般貨物運送(普通車8台、利用運送

◆大和ライフネクス株式会社
株式会社千代田区飯田橋2の18の2 大和ハウス九段ビル6F
03・3359・6257

◆ヤマト運輸株式会社
東京都主税支店江東区枝川3の7の19 5F
03・6361・065
4▽一般貨物運送(普通車129台、小型車34台

協会日誌
9月16〜30日

17日 海上コンテナ専門部会役員会▽青年部正副部長会談

18日 引越専門部会引越管理者講習

21日 秋の全国交通安全運動(30日)

22日 未来型グリーン・エコプロジェクト検討小委員会▽環境委員会

24日 東ト協街頭指導活動「統一実施日」▽東京運輸支局・街頭検査に協力▽鉄鋼専門部会安全環境委員会▽青年部幹事会・懇親会

26日 引越専門部会正副部長会談

29日 経営教育委員会

経営改善・人材養成を支援

東京都トラック協会経営教育委員会(委員長・菊池正浩副会長)は9月29日、東ト総会館で令和7年度第1回委員会(Web併用)を開催し、経営改善対策・人材養成の各事業の進め方、今年度の輸送相談・苦情処理への取り組み状況などを審議した。



東ト協 経営教育委員会

各セミナーや情報の活用を

冒頭、菊池委員長がいささし、「委員会ではまず、経営革新など中小企業対策をはじめ、教育研修、経営後継者・人材育成、輸送相談・苦情処理に関することなど多岐にわたる。会員事業者の経営課題を把握し、経営環境の改善などに寄与できるよ

う、施策を進めていくことが必要だ。また、各種研修会・セミナーの開催については、全日本トラック協会など関係機関と協力し、Webを活用しながら会員事業者の皆様に最新の情報を提供していきたい」と述べた。議事ではまず、今年度協経営分析調査を継続実施するほか、各種経営

問題に関する研修会として、中小トラック運送事業者のためのDX推進セミナーや人材確保・労働環境改善セミナーを開催し、会場・Webを合わせて多くの参加者が集まった。このほか、全ト協助成事業などの取次・協力では、合わせて4件の申請を受け付けた。今年度事業では、東ト協経営分析調査を継続実施するほか、各種経営

全日本トラック協会のこのほど、「運送申込・Web併用の開催を了承認した。今年度の輸送相談業務の取り組みとして、本部扱いと支部扱いを合わせた輸送相談件数(7年4月～8月)は、475件(一般部民から)、7765件(会員事業者から)であり、引越に関する相談が中心で、小口貨物宅配などの相談が多い。また、会員事業者からは、事業報告書・事業実績報告書に関する相談が多く、法改正を背景として、届出事項の相談が増加傾向にある。

委員からは、あおり運転行為をしたトラックやドライバーの写真を一般都民がネット上に公開する事例があるとして、ドライバーへの注意喚起だけでなく、実際における運転行為でない場合の情報拡散など、行き過ぎた行為への対応も検討すべき

合同で改正物流二法研修会

東ト協文京支部・星野昌康支部長・豊島支部(富浦亨支部長)・板橋支部(篠本密治支部長)・練馬支部(佐久間恒好支部長)・北支部北澤聡支部長は10月2日、豊島区のIKE・Biz多目的ホールで、第2期パイロットブロック(PB)(城北ブロック)合同による「改正物流二法についての研修会」を開催した。開催に先立ち、佐久間練馬支部長が「今回は初めての試みとして、第2期PB5支部合同の研修



同和損害保険MS&AD経営サポートセンターの富永剛生氏(中小企業診断士・社会保険労務士)が講師となり、物流効率化法(物効法)、貨物自動車運送事業法(トラック

法)の改正による「改正物流二法」について、今年6月に交付された貨物自動車運送事業法の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律および貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律による「トラック新法」を踏まえ、改正の趣旨や事業者が取り組むべき措置について、事業者からの質問が多いポイントを中心に解説した。富永氏は、物流の2024年問題対策で物流事業者が行動すべきこと

を、①労働時間の削減(トキ)、②適正な運賃・料金の收受(カネ)、③ドライバーの処遇改善(ヒト)とし、改正物流二法の変更点について、誰が・いつまでに・何をするのかにポイントを絞り、行政の資料をベースに解説。また、新たな書面交付義務化への対応方法や事務作業の効率化を説明。さらに、トラック新法については、現状で示されている情報に基づく見解とした上で、事業更新制への早めの対応や、適

法改正対応へ理解促進を図る

受講生を募集中

トラック協会「物流経営士」東ト協は10月20日まで、第26期物流経営士課程の受講生を募集している。同課程は、物流業界の次代を担う人材育成を目的とした講座で、経営幹部に必要な企業経営に関する専門知識・技術を習得するもの。これまで合計703人が修了しており、全課程修了後の試験合格で全日本

業時間は総計106時間【受講日・時間】一般講義(東ト総会館)／原則として、毎水曜日午後1時30分～5時45分(変更の場合あり)。このほか、宿泊研修(1泊2日)2回(11月と来年6月予定)【受講料】東ト協・関係各県ト協会員は所属協会を通じて、東ト協業務部教育研修・輸送Gへ申込書をFAX送信する



申し込み期間 10月20日まで

【申し込み方法】(関東各県ト協会員は所属協会を通じて)東ト協業務部教育研修・輸送Gへ申込書をFAX送信する▽申し込み・問い合わせ先東ト協業務部教育研修・輸送G(☎03・3359・4137、FAX03・3359・6020)

全ト協規程功労者表彰

推薦期限11月5日

全日本トラック協会の表彰規程による功労者表彰が行われます。表彰基準に該当する対象者について、11月5日(厳守)までに、東ト協所属支部へ推薦してください。■表彰の種類と推薦基準(1)感謝状トラック運送事業および利用運送事業の役員、または事業者団体の役員で、次に該当する者①危険を顧みず職責を遂行し、または重大事故を未然に防止し、その功績が顕著な者②有益な発明・考案・改良または研究を行い、運送事業に著しい貢献をした者③運転者として30年以上勤務し、成績優秀な者④事業者団体の職員として20年以上その業務に精励し、当該事業の発展に著しく寄与し、その功績が顕著な者(2)功績調書・履歴書各1部(様式は東ト協ホームページからダウンロードが可能)【注意事項】①過去、全ト協会長より同種の感謝状・表彰状

東ト協関係38氏に荣誉

東京運輸支局長
自動車運転者表彰

業運転者表彰式」を開催し、トラック部門で計218人を表彰した。

東京都トラック協会関係では38氏が受賞。

東京運輸支局は9月25日、品川区立荏原平塚総合市民会館(スクエア荏原)ひらつかホールで、令和7年「自動車運送事

トラック部門を代表して、茂呂運送(練馬支部)の飯田努氏に、織田陽一(多摩支部)の藤野貴広氏が登壇し、謝辞を述べ、締めくくった。

最後に、受賞者代表として東京ユニオン物流(多摩支部)の藤野貴広氏が登壇し、謝辞を述べ、締めくくった。

「支局では長時間労働の是正に向けた関係者との協議や、労働力不足の解消に向けたPRなどを支援し、また、トラック・物流Gメンの活動を通じて、長時間の荷待ちや運賃の不当な据え置きなどの是正に強力に取り組んでいる」と説明。「業界の皆様には常日頃、輸送の安全確保に努め、ご協力いただいているが、受賞したドライバーの皆様には大きな誇りを持ち、プ

東京都トラック協会北支部(北澤聡支部長)は10月6日、北区との「災害時における物流業務等の協力に関する協定」締結式を行った。同日は北区役所第一庁舎第一委員

室で、北澤支部長とやまだ加奈子区長が協定書を取り交わした(写真)。

改定で実効性持たせる

「さまざまな災害がある中で、形だけではない実効性のある協定の締結で、さまざまな連携を実現していくために、非常に重要な位置づけとなる。この連携を区民の方々にも伝え、知

「さまざまな災害がある中で、形だけではない実効性のある協定の締結で、さまざまな連携を実現していくために、非常に重要な位置づけとなる。この連携を区民の方々にも伝え、知

「さまざまな災害がある中で、形だけではない実効性のある協定の締結で、さまざまな連携を実現していくために、非常に重要な位置づけとなる。この連携を区民の方々にも伝え、知

「さまざまな災害がある中で、形だけではない実効性のある協定の締結で、さまざまな連携を実現していくために、非常に重要な位置づけとなる。この連携を区民の方々にも伝え、知

東ト協
北支部北区
災害時物流等協定を締結

北澤支部長は、おそれがある時、物資輸送拠点から各避難所への物資輸送だけでなく、避難所での荷役作業に必要となる車両・人員の提供に協力する

「さまざまな災害がある中で、形だけではない実効性のある協定の締結で、さまざまな連携を実現していくために、非常に重要な位置づけとなる。この連携を区民の方々にも伝え、知

「さまざまな災害がある中で、形だけではない実効性のある協定の締結で、さまざまな連携を実現していくために、非常に重要な位置づけとなる。この連携を区民の方々にも伝え、知

「さまざまな災害がある中で、形だけではない実効性のある協定の締結で、さまざまな連携を実現していくために、非常に重要な位置づけとなる。この連携を区民の方々にも伝え、知

東ト協
パソコンセミナー

セミナー日程

開催日	時 間	コース
11月10日	13:00~	Excel①(初中級)
	15:00~	Excel②(初中級)
11月11日	10:00~	Excel③(中級)
	13:00~	Excel④(中級)
11月12日	10:00~	Excel⑤(中級)
	13:00~	IT情報(全員)
11月13日	10:00~	Word(初中級)
	13:00~	Excel②(初中級)
11月14日	10:00~	Excel①(初中級)
	13:00~	PowerPoint①(初級)
11月15日	10:00~	PowerPoint②(中級)
	13:00~	Excel③(中級)
11月16日	10:00~	Excel④(中級)
	13:00~	IT情報(全員)

関交協
オリジナル
冊子漫然運転を防止するための
睡眠対策マニュアル

「ドライバーの眠りとその問題」

関交協では運送事業者の皆様とともに、交通事故削減を最重要課題と位置づけ、様々な事故防止事業に取り組んでおります。

背 景 (国交省)

- ・多重追突事故の原因が指導不足と公表
- ・睡眠時無呼吸症候群(SAS) マニュアルの改訂
- ・スクリーニング検査実施の有無の報告義務

対 策

- ・医学博士 高橋正也氏監修
『漫然運転を防止するための睡眠対策マニュアル「ドライバーの眠りとその問題」』作成

活 用 方 法

- ・事業者の安全教育に活用
- ・ドライバー指導教材として利用
- ・漫然運転防止→事故削減

ご希望の方は、関交協・安全推進部まで

TEL: 03-5337-1754

MAIL: ansui@kankokyo.or.jp



QRコードから
すぐにお問い合わせ

運送事業者が取り組むべき内容を整理し、指導・教育にご活用いただけます。



関東交通共済協同組合

女性のパワーで物流の未来をつくる

全ト協 女性部会 全国研修会

全日本トラック協会女性部会(部会長・原玲子、東京都トラック協会女性部本部長)は9月26日、



原部会長

新宿区の京王プラザホテルで令和7年度「全国研修会」を開催。女性部会員の皆様と連携を図りながら、より充実した部会活動を展開して

いきたい」とあいさつ。同部会担当の楠木寿嗣全ト協副会長が登壇し、部会員を激励した。

研修会第1部では、国土交通省物流・自動車局の三輪田優子貨物

部では、国土交通省物流・自動車局の三輪田優子貨物



三輪田氏



矢吹氏

矢吹尚子交通政策部長が「国土交通分野におけるジェンダー主流化につ

て」と題して講演。矢吹氏は、ジェンダー主流化を進める際、データ収集・分析、行政・民間サービ

スにおいて男女それぞれの視点をもつ、サービスの提供者や、意思決定をする立場に女性を増やしていくことなどをポイントとして解説。女性部会

鉄道車両との衝突事故防止 国交省 全ト協に対策徹底を通達

これをを受け、全ト協は各都道府県トラック協会に対して通達を通知し、会員事業者が衝突事故防止に向けた安全対策を徹底し、輸送の安全確保に努めるよう求めた。

通達は10月1日岐阜県

国土交通省物流・自動車局は10月3日、全日本トラック協会に、安全対策課長通達「鉄道車両との衝突事故防止の徹底について」を發出した。

(1)事業者は、運行する経路の道路及び交通の状況について把握し、これら

(2)運転者に対し、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前で停止し安全を確認することなど、道路交通法の規定を遵守するよう指導すること。

(3)運転者に対し、踏切内で運行不能となった場合は、非常ボタンを押して速やかに列車に対し適切な防護措置を取ることや、車を前進させて遮断棒を押し上げて脱出することなど、安全確保のために必要な行動を取ることに

(4)運転者に対し、右左折時には、軌道敷内の安全を十分に確認するよう指導すること。

(5)運転者に対し、車両は、左折し、右折し、横断し、若しくは転回するた

特車通行確認制度講習会 東ト協 オンライン配信で開催

東京都トラック協会は11月17日、「特車車両通行確認制度に関する講習会」をZoomでのオンライン配信にて開催する。

「特車車両通行確認制度」の周知・利用促進を目的に、特車車両を運用している会員事業者に広

く参加を呼びかけている。時間は午後2時〜4時、参加費は無料。受講対象は、特車車両を運用している会員事業者。定員は500人。1社複数名の参加可(ただし、定

員を超える場合、人数調整を実施)。

講習会では、①特車車両通行確認制度の概要について、②特車車両通行確認制度の操作・申請方法についてをテーマに、道路新産業開発機構特車登録センターの道工敏央

センター長、同倉田亮一副調査役、道路交通管理業務推進本部の今井一貴研究員が講師として解説する。

参加申し込みは11月10日まで。東ト協ホームページのセミナー情報／「特車車両通行確認制度に関する講習会」開催案内の「申込フォーム」から行う。

▽問い合わせ先〓東ト協業務部教育研修・輸送G(03・3359・3401)

全国貨物純流動調査

国交省は、第12回「全国貨物純流動調査」(物流センサス)を実施している。調査対象は、製造業、卸売業、倉庫業を営む約60万事業所(ただし、製造業は4人以上の事業所を対象)のうち、約6万5000事業所。調査対象に抽出された事業者には、調査票への記入など、調査への協力を求めている。

調査対象期間(1)3日間流動調査(令和7年10月21日から23日までの3日間)、(2)年間輸送傾向調査(令和6年4月から7年3月までの1年間。

11月10日まで) 調査対象期間(1)3日間流動調査(令和7年10月21日から23日までの3日間)、(2)年間輸送傾向調査(令和6年4月から7年3月までの1年間。

11月10日まで) 調査対象期間(1)3日間流動調査(令和7年10月21日から23日までの3日間)、(2)年間輸送傾向調査(令和6年4月から7年3月までの1年間。

向 ファイル

◇8月分◇

●東京都トラック協会

運賃・料金適正化検討小委員会、標準的運賃の活用状況に関するアンケート案およびアンケート調査の実施スケジュール案について審議・了承する(1日)

●国土交通省、令和6年5月に公布された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の一部の施行期日を定める政令およびその施行に必要な規定の整備を行う政令を閣議決定する(5日)

●東ト協ロジ研、港区の明治記念館で「表彰受賞者を祝う会」を開催する(6日)

●東ト協、第46回九都県市合同防災訓練に参加する(6・7・20・29日)

●国交省、複数の自動車

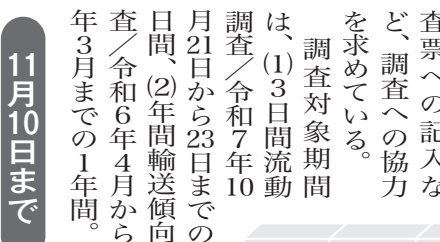
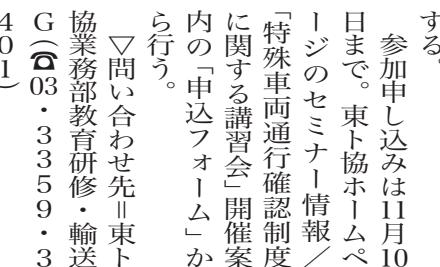
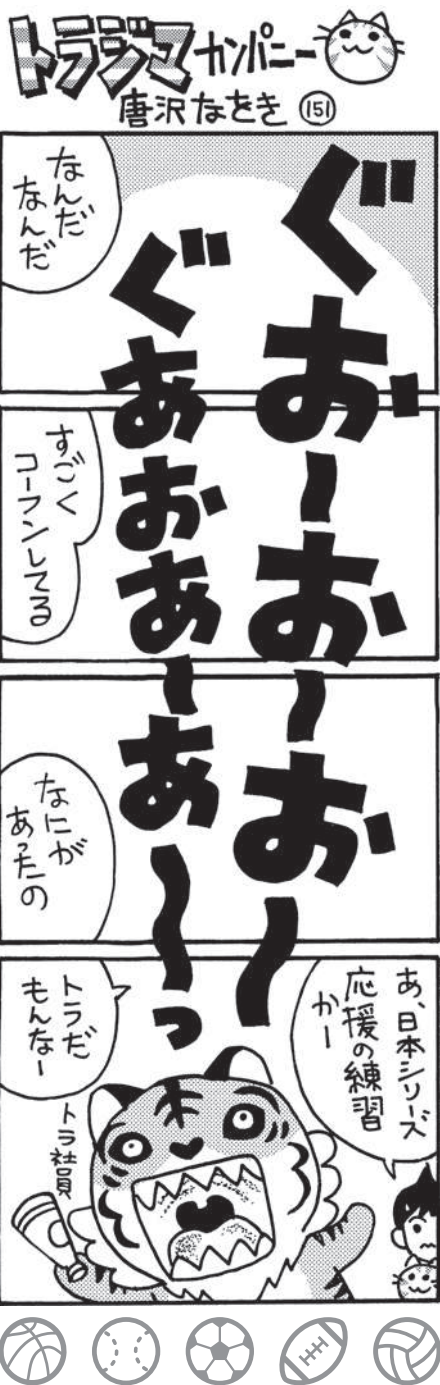
車運送事業者が連携して行う「事業者間遠隔点呼」における、輸送の安全管理業務の受委託制度を本格運用するための通達を發出する(7日)

●東京労働局東京地方最低賃金審議会、都最賃の改定について審議・決定し、現行より63円引き上げ、1226円を答申する(7日)

●東ト協運輸安全委員会、森本勝也委員長名で「交通事故未然防止のための安全運転意識の向上について」の徹底を求める要請文書を發出する(25日)

●国交省、令和8年度予算概算要求概要を公表する。物流・自動車局関係での要求額は、762億円を計上。そのうち、物流関係は51億6100万円(26日)

●東ト協、令和7年度「東京都・羽村市・日の出町合同総合防災訓練」に参加し、救済物資輸送訓練や緊急輸送現地本部訓練などを実施する(30日)



トラック運送業

労働管理のポイント

NACマネジメント研究所 所長
小林 弘和(社会保険労務士)

改正育児・介護休業法等が施行

柔軟な働き方への対応を



改正育児・介護休業法等が今年4月1日と10月1日にそれぞれ施行され、これまで以上に柔軟な働き方が求められることとなります。改正のポイントについて、まず、10月1日施行の内容をご確認ください。

I 育児・介護休業法の改正(10月1日施行)

1. 柔軟な働き方を実現するための措置等

育児期の柔軟な働き方を実現するための措置として、事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、次の5つの講ずべき措置の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。なお、労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができま

す。また、事業主が講ずる措置を選択する際、労働者の過半数代表者からの意見聴取の機会を設ける必要があります。

・選択して講ずべき措置

(1)始業時刻等の変更

(2)テレワーク等(10日以上/月)

(3)保育施設の設定運営

(4)就業しつつ子を養育

2. 柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

3歳未満の子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な働き方を実現するための措置として1.で選択した制度(対象措置)に関する次の事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければならない。なお、利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

▽周知事項①労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間(1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)

▽周知事項②事業主が1.で選択した対象措置(2つ以上)の内容、②対象措置の申出先(例…

人事部など)、③所定外労働(残業免除)・時間外労働・深夜業の制限に関する制度

▽個別周知・意向確認の方法①面談、②書面交付、③FAX、④電子メール等のいずれか(注:①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ)

3. 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

(1)妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する次の事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければならない。

▽意向聴取の時期①労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時、②労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間(1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)

▽聴取内容①勤務時間帯(始業および終業の間帯)

時刻、②勤務地(就業場所)、③両立支援制度等の利用期間、④仕事と育児の両立に資する就業条件(業務量、労働条件の見直し等)

時刻、②勤務地(就業場所)、③両立支援制度等の利用期間、④仕事と育児の両立に資する就業条件(業務量、労働条件の見直し等)

▽意向聴取の方法①面談、②書面交付、③FAX、④電子メール等のいずれか(注:①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ)

(2)聴取した労働者の意向についての配慮

事業主は、(1)により聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければならない。

具体的配慮の例としては、勤務時間帯、勤務地にかかる配置の配慮、両立支援制度等の利用期間等の見直し、業務量の調整、労働条件の見直し等が挙げられます。

II 育児・介護休業法の改正(4月1日施行)

4月1日には次の改正が施行されていますので、改めて、自社の対応に漏れがないかご確認ください。

(1)子の看護休暇の名称変更、小学校3年生終了までの子への拡大、取得事由の拡大等

(2)所定外労働の制限(残業免除)の対象者を小学校就学前の子を養育する労働者に拡大

(3)3歳未満の子を養育する労働者で、短時間勤務制度の代替措置にテレワークを追加

(4)育児のためのテレワーク導入の努力義務化

(5)育児休業取得状況の公表義務を従業員300人超の企業に拡大

(6)介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

(7)介護離職防止のための雇用環境整備措置の実施義務化

(8)介護離職防止のための個別の周知・意向確認等の実施義務化

(9)介護のためのテレワーク導入の努力義務化

III 育児・介護に対する取り組みの促進

厚生労働省が昨年10月に実施した調査によると、企業で働く男性の育児休業取得率が40・5%となり、前年より10・4ポイント増加し過去最高を記録しています。また、女性の取得率は86・6%となり、前年から2・5ポイント上昇しました。

依然として高い水準を維持しており、出産後の育児取得が女性の働き方におけるスタンダードとなっていることがうかがえます。一方で、介護離職者の増加は大きな問題となっています。



昭和レトロを懐かしむ



まちかど写真家 筑峯 総太

変化だけではなく、精神論に含みを持たせて詠んだものだった。

時代は平成、令和へと時は流れ「昭和は遠く」にけり」と実感する。気が付けば、当方も3つの時代を生き

てきたが、Z世代が操る意味不明な新語や、理解不能な行動に違和感を覚えている。結局のところ、やはり「昭和の時代は良かった」と、古き良き昭和時代に思いを馳せている自分がいる。

都内港区台場に位置する「お台場レトロミュージアム」は、昭和のくらしや産業、教育の場面を再現したアミューズメント

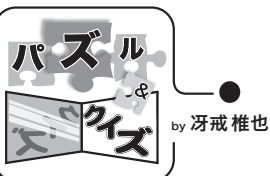
ポケット

今年は、昭和から起算して100年に当たる。かつて俳人・中村草田男が、1931(昭和6)年に母校を訪れた際に詠んだ「降る雪や明治は遠くなりけり」という句は、俳誌『ホトギス』に掲載され、たちまち流行した。これは単なる様相の

面を再現したアミューズメント施設だ(写真)。入口を入ると、昭和時代にタイムスリップしたかのような街並みが再現され、当時のフィギュアや雑誌、ポスターをはじめ、玩具店や遊技場などを実際に「見て」「触れて」「遊ぶ」ことで、昭和の空気感を体感できる博物館である。

年配者には懐かしさを、若年層には新鮮さを感じさせる館内の佇まいに浸れば、記憶の彼方に置き去りにされていたモノが生きていきとよみがえり、再認識させられる。来館者の中心は必ずしも年配者が多いわけではなく、むしろ若年層の方がウエイトを占め、さらにインバウンドも後押ししている。

見事に再現された館内に佇むと、思いのほか安心感に包まれるのは、当時をリアルタイムに経験したからだだろう。そして、その懐かしさの奥には、夢と希望に満ちていた昭和への希求が息づいている。



ナンバープレース

ルールに従って盤面を1~9の数字で埋めてください。それぞれの二重マスに入った数字の合計はいくつでしょう?

【ルール】

- マスに入っている数字をヒントに、空欄に1から9までの数字をひとつずつ入れてください。すでに入っている数字は動かしたり書き換えたりしてはいけません。
- すべての縦の列、すべての横の列、太線で囲われた3x3のブロックのすべてで、1から9までの数字が1つずつ入るように空欄に数字を入れてください。数字が重複してはいけません。

【解答】

4			3				5	8
1					2	3		
	2		8	6				
	7					5		2
		3				1		
5		8					4	
				4	1		9	
		2	7					5
7	1				5			6

1				9				3
	2		5	1		9		
		3				4		
	3		4				2	
2		6		5		8		7
	4				6		1	
		1				7		
	7		2		9		8	
4				8				9

応募方法

官製はがき、①答え②あなたの郵便番号・住所③会社名④氏名⑤年齢⑥本紙へのご意見・ご要望を明記し、お送りください。正解者の中から抽選で3名様に図書カード(1,000円分)をプレゼント。
☆インターネットでのご応募も可能です。
<https://www.totokyo.or.jp/>
☆インターネット応募の場合、解答フォームをご利用ください。東ト協HPトップ「会員の皆様へ」をクリックし、「東京都トラック時報」から「パズル&クイズ解答フォーム」へ。

●宛先(はがき応募の場合)
〒160-0004 新宿区四谷3-1-8
(一社)東京都トラック協会
総務部広報・情報G「トラック時報」係

●締め切り
10月末日(正解は11月10日号に掲載)

★9月10日号「漢字パズル」の正解は「満月」でした。

三丁目

久しぶりに会った70代の先輩の右手には杖が。聞けば、自宅の階段を踏み外して左足首捻挫とのこと。あと1段というところで気を抜いた、と頭をかいていた◆笑いごとではない。厚生労働省「令和5年人口動態統計」によると、65歳以上の不慮の事故死で、転倒等

による死者数は交通事故の約3倍にもなる。要介護状態になる原因では3番目が転倒なのだという◆「ぬ・か・づけ」に注意、と言うのは「転倒予防」の著者、武藤芳照東京健康リハビリテーション総合研究所長・東京大学名誉教授。(ぬ・濡れているところ)か階段・段差・づけ片づけていないところ)はすべったり、つまずいたりして転びやすい、というわけだ◆10月10日は「転倒予防の日」。関係省庁では、陸上貨物運送業界にも「荷役作業時の墜落・転落災害の防止対策」を求めている。高齢者のみならず、若い人たちの油断禁物である◆「離さない 昔は君で今は杖」(2017年転倒予防川柳大賞)愛知県井深靖久さん。人は皆、いつのまにか年を重ねている。心に留め置くべきは「転ばぬ先の杖」と知恵か。